

令和8年度 生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取組

<生活指導の基本方針>

- 1 児童の実態を把握することに努め、児童の個性を尊重した指導をする。
- 2 教職員が十分に話し合い、共通理解を図りながら、協力して指導する。
- 3 教育相談の充実を進めるとともに、スクールカウンセラー・学校サポーター・特別支援教室専門員や関係機関、保護者との連携を通して支援体制を整える。
- 4 学校の方針をプリント・HP等で、積極的に知らせていく。

<生活指導の重点>

- 1 「自分からあいさつをしよう。」
→ 元気よくあいさつをすることで、多くの友達や先生とのコミュニケーションを図り、新しい一日を始める習慣を育てる。
- 2 「人の話を聞こう。」
→ 相手の話を聞こうとする態度を育て、気持ちの良い生活を送ることができるようにする。
- 3 「その場に合った言葉遣いをしよう」
→ その場にあった言葉を適切に選び、適切につかえるようにしていく。

※由木西生活三か条として各教室に掲示し、全教職員の共通理解のもとに取り組んでいく。

<重点の具体的指導体制>

- 1 校舎内に目標を掲示し、学年の実態に応じて指導する。
- 2 生活指導部で話し合い、定着のための方法を考える。
- 3 週ごとに①生活②保健③清掃④生活全般と児童朝会で指導の定着を図る。
- 4 生活指導朝会（火曜日の職員朝会時）は生活指導を中心に行い、各学年からの児童の様子や報告や月目標の振り返りをする。司会は、生活指導主任が行う。

<体罰防止のための取組>

- 7、8、9、12月を体罰防止月間と位置付け、人権や体罰防止にかかわる研修会の実施や体罰防止への意識の向上を図る。
- 日頃から、体罰を引き起こす要因がないかのチェックや子どもが何でも話せる環境作り、子ども・保護者との信頼関係の構築（児童への敬称「～さん・～くん等」含）、情報の共有等、教育相談体制の充実に努める。
- 1・2学期に実施する人権・体罰防止にかかわる研修を通して、体罰は子どもの基本的人権を侵害する絶対に許されない行為であることを再確認する。
- 教員一人一人が「体罰防止セルフチェック」を毎月行う。
- 体罰防止の目標を毎年考え「体罰防止宣言ポスター」として校内に掲示し、教職員全体で体罰防止への意識を高める。

体罰防止宣言ポスター

